

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

■ 年末調整 ～2022年以降の改正点～

年末調整は、源泉徴収された税額の年間の合計額と、年税額を一致させる精算の手続です。ここ数年では、2019年の税制改正から続く影響により、毎年年末調整業務に何かしらの変更点が生じており、昨年2021年には押印が廃止され税務署長の事前承認が不要になるなど、手続きのデジタル化が推進されました。

国税庁から発表されている「令和4年度版 源泉所得税改正のあらまし」によると、2022年は年末調整に関する変更点は小規模となりますが、既に2023年に対応が必要となる点もでてきております。

2022年以降の年末調整改正点について

■ 2022年の変更点

社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る「控除証明書」の電子データ提出

既に生命保険や地震保険などの控除証明書、住宅ローン控除証明書などが電子データでの提出が可能となっておりますが、2022年10月1日以降、社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除の「控除証明書」の電子データでの提出が可能となります。電子データの提出方法については、「電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードの付与された出力書面」が加えられました。

■ 2023年の変更点

① 住宅ローン控除の適用延長など

令和4年の税制改正で住宅ローン控除の適用期限が2021年12月31日から2025年12月31日まで期限が延長されることになりました。これに伴って、住宅ローンの額面上の上限額や控除額が変更となり、2022年から2025年までの期間で入居した場合の控除率や控除期間、控除限度額などの各種要件が変更になっています。※詳しくは『令和4年度版 源泉所得税の改正のあらまし』をご確認ください。

② 非居住者扶養親族の適用範囲の変更

所得税法の被保険者対象となる親族の要件が変更となり、30歳以上70歳未満の非居住者で、「① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」、「② 障害者」、「③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年において、生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」のいずれにも該当しない人は、令和5年1月1日以降、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から除外されます。

年末調整で上記①③の該当者に対して扶養控除の適用を受ける場合は、扶養控除等申告書以外に①に該当する場合は扶養控除等申告書の受領時に留学ビザ等の相当書類を、③に該当する場合は年末調整時に送金を証明する確認書類を提出して適用対象者である証明をおこなう必要があります。

近年は毎年様式の変更が発生しており、来年2023年は大きな変更が複数想定されています。変更予定の内容も早めに把握して余裕を持って対応できるよう準備をすすめましょう。

参考 URL：国税庁『令和4年度版 源泉所得税の改正のあらまし』

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0022004-066.pdf>

国税庁『令和4年度分 年末調整のしかた』

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/shikata.htm>

◆ 11月の労務スケジュール

～11/10 10月分源泉徴収税額・住民税額の納付

～11/30 10月分社会保険料納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山